

令和6年6月17日

保護者の皆様へ

新座市教育委員会教育長 金子 廣志
新座市立栄小学校 浅田 敦子

令和6年度における可動式コンピュータ（クロムブック）の保険について（お願い）

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、お子様が授業や家庭学習等においてお使いになっている可動式コンピュータ（クロムブック）の修繕につきましては、自治体として公平かつ公正な予算執行を行う観点から、受益者負担の原則に基づき対応する必要があるため、令和5年度から、費用の一部を御家庭に御負担いただくこととしたところです。具体的には、市が一括して財産補償保険に加入し、保護者と市が保険料を折半することで、適正な受益者負担を行うとともに、スケールメリットによる保険料負担の軽減を図っております。

昨年度に引続き本年度も財産補償保険に市全体で一括加入することとしましたが、令和5年度の実情に鑑み保険料が増額となったことに伴い、児童生徒1人あたりの保護者負担金について、令和5年度の575円から1,200円に増額させていただくこととなりました。

本保険への加入は任意ではありますが、保険料を市と折半することにより保護者様の負担を軽減できるほか、端末故障時の手続は市で行いますので、金額以外のメリットもございます。

つきましては、物価高騰及び出費多用の折誠に恐縮ではございますが、下記のとおり保険料の御負担に御協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本保険に加入されない場合、お手数ですが、6月28日（金）までに連絡帳に加入されない旨を記入いただくかお電話にて学校に御一報くださいますようお願いいたします。

《学校連絡先》

048-478-3168

1 保険の内容

保険会社	日新火災海上保険株式会社
商品名	M o n o 保険（財産補償保険）
対象期間	2 0 2 4 年 4 月 1 日～2 0 2 5 年 3 月 3 1 日
保険上限額	修繕 1 回につき 5 万円
保険対象	新座市が児童生徒に貸与した可動式コンピュータ（クロムブック）
場所	学校内だけでなく登下校中や御家庭内など学校外における破損も保険対象とする（ただし日本国内限定）
保険料	2, 4 0 0 円／年
条件	落下や水こぼし等の人為的破損（いわゆる使用者の過失）に限る ※ 自然故障、ソフトウェアの不具合などは保険の対象外
参考サイト	https://schoolkeeper.jp/giga_school.html 

※ 対象期間、保険料（昨年度は 1, 1 5 0 円）以外は昨年度と同じです。

2 児童生徒一人あたりの負担額

1, 2 0 0 円／年（年間保険料の半額）

※ 令和 5 年度は 5 7 5 円でした。令和 5 年度における本市の端末故障台数が多く、保険料が増額となってしまったことに伴い、保護者負担額も増額となっています。御理解賜りますようお願いいたします。

※ 令和 6 年 5 月 1 日（水）時点で新座市立小・中学校に在籍している児童生徒が対象となります。

※ 年度途中で市外に転出した場合でも、保険料の返金はありません。

3 納付方法

7 月の給食費、教材費の引き落としの際に合わせた額を引き落とす

4 納付期限

7 月 5 日引き落とし予定

5 注意事項

- (1) いかなる場合においても、紛失及び故意による不具合や破損は保険の対象外となり、原状復帰又は修繕に要する全額を御家庭に御負担いただきます。
- (2) 端末の不具合に備えて各校に設置している予備端末は、最近の不具合発生数の増加により、恒常的に在庫が払底している状況です。従って、保険適用の可否にかかわらず、すぐに予備端末を準備できないことがあることを御了承ください。
- (3) 保険利用時に修繕費用が保険上限額（５万円）を超えた場合、超過分は市が支出します。
- (4) 修繕や保険に係る手続きをスムーズに行うため、御家庭におかれましても不具合発生の日時、場所、原因等の把握に努め、学校から依頼があった際には不具合発生状況について御回答くださるようお願いいたします。
- (5) 本保険は、外的要因による損害が対象となります。自然故障や、いわゆる機械的な故障、消耗（バッテリーなど）などは対象外となりますので、保険外の方法で市が対応します。
- (6) ACアダプタは保険の対象外です。原則として、学校又は市教育委員会にて対応します。
- (7) 付属品（スタイラスペン等）は保険の対象外です。

6 個人で個人賠償責任保険に加入済又は加入を検討されている方へ

一般的な個人賠償責任保険は、被保険者に生じる損害賠償責任を補償するものであり、今回の可動式コンピュータのような管理財物（被保険者が管理・使用する財物）については補償の対象外となります。これをカバーするには受託品賠償責任補償特約を別途付帯させるなどの対応が必要になります。加入されている保険の内容について御確認ください。

また、市で一括管理する保険に加入した児童生徒の端末については、修繕に係る一連のルーチンの中で保険処理を行うため、故障した端末の管理や保険申請事務手続きを市において行いますが、御家庭の保険を使用する児童生徒の端末については、市が製造元や保守事業者から聴取した見積に基づき、製造元への連絡と郵送、書類や写真の準備等保険申請の手続きを含め、御家庭において全ての修繕手続きを行っていただき、原状復帰された端末を学校にお戻しいただくこととなります。加えて、修繕に係る費用も全額が保護者負担となるため、修繕費用が５万円を超過した場合にも、市で一括管理する保険のように、市による超過分の支出は行いませんので、予め御了承ください。

今回、市で一括管理する保険は、まとめて加入することにより安価な保険料を実現しています。保護者に負担いただく保険料についても、市と折半することで加入が容易な設定としています。故障した端末の履歴管理や保険申請事務手続、また、上限額超過分の費用負担についても市が実施しますので、受託品も保険対象とした個人賠償責任保険や受託物賠償保険に加入されている方におかれましても、今回の保険を御活用いただきますよう、御理解及び御協力をお願いいたします。

7 保険に加入せず、御自身での修繕を検討されている方へ

可動式コンピュータは市からの貸与品ですので、「学校から児童生徒に貸与された状態のまま学校に返却いただく」ことが基本となります。このため、修繕においては、インターネットで検索すると出てくる廉価な事業者等ではなく、端末の製造元による純正修理が必要です。従って、修繕の際には、市が製造元や保守事業者から聴取した見積りに記載された金額を御家庭にお支払いいただくこととなりますので、御了承ください。

近年の半導体不足等に起因し、端末の修繕単価が高額になってきています。昨年度、保険に加入されなかった御家庭で使用していた可動式コンピュータが破損した際、当該御家庭に対し、心苦しくはありましたが、高額な請求を行わせていただいた事例が市内でありました。保険への加入は強制ではありませんが、このような事態を避けるためにも、前向きに御検討くださいますようお願いいたします。